Ｒ７稲沢市立領内小学校いじめ防止基本方針（概要版）

◎　いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題と捉え、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

(1)　未然防止の取り組み

○　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりに努めます。
○　児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
○　教育活動全体を通して、異学年交流や体験活動を推進することで、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
○　情報モラル教育を推進し、児童がインターネットによるいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導します。
○　いじめ防止等に関する年間計画を作成し、計画的に取り組んでいきます。

(2)　早期発見の取り組み

○　相談カードを設置したり、いじめアンケートや教育相談を毎学期実施したりし、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
○　教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
○　年度当初にいじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介するとともに、スクールカウンセラーとの連携を図り、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
○　全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、校内研修等を実施し、指導力の向上をめざします。

(3)　いじめに対する措置

○　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
○　被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
○　加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
○　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

(4)　重大事態への対応

○　重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。

(5)　その他

○　いじめに関する項目を盛り込んだ教職員の取組、評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行います。
○　「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、定期的に検証・見直しをし、実効性のある取り組みとなるように努めます。